

整理番号 1 7 5 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 1 月 8 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9720</td> </tr> </table>	百	千	円	1	5	9720
百	千	円							
1	5	9720							
使 途	<p style="text-align: center;">事務所家賃(R7.1月~R7.3月) 自民党越谷支部と共同事務所のため折半 133,000円×3か月÷2×8/10=159,720円 政治活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

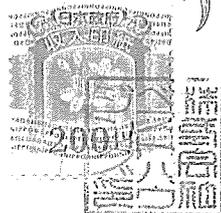
No. 008373

浅井明 様

2025年1月18日

金額 ¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 2025年1月分賃料とL2 (2025年1月18日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING
株式会社ベストハウジ

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3020
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 7 5 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008399

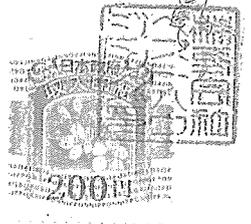
浅井明 様

2025 年 2 月 17 日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 2025年2月分賃料として (2025年2月4日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

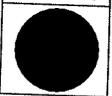
消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 175-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収証

No. 008418

No.

浅井明 様

2025年3月17日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 2025年3月分賃料として (2025年3月4日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

175-4 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700円	(内消費税等 10,700円・税率10%)
共益費(管理費)	月額	15,400円	(内消費税等 1,400円・税率10%)
保証金(敷金)		321,000円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者		持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

175-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にもものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4- [Redacted] 事務所所在地 号
 商号 株式会社 ベストハウズ 商号 号
 代表者等 八巻 原雄 代表者等 号
 登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士 号

整理番号 176 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 1 月 8 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">3200</td> </tr> </table>	百万	千	円		1	3200
百万	千	円							
	1	3200							
使 途	<p>事務所看板代(R7/月~R7/月)</p> <p>5,500円×3か月×8/10=13,200円</p> <p>政治活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 008374

浅井明 様

2025年1月18日

金額 ¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 2025年1月看板代(1)とL2 (2025年1月8日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 176 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008400

浅井 明 様

2025年2月17日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 2025年2月着振(1)代として(2025年2月4日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 7 6 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008419

浅井明

様

2025年3月17日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 3月分看板代として (2025年3月4日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

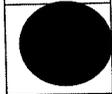
消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う	
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

176-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4- [Redacted] 事務所所在地
 商号 株式会社 ベストハウジング 商号
 代表者等 八巻 康雄 代表者等
 登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号				
		1	4	9

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

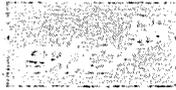
支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;">10</td></tr> </table> 日		7		1		10	
	7							
	1							
	10							
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円			5	9	4	0	0
		5	9	4	0	0		
使 途	事務所駐車場代 (2月、3月、4月分)							
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>							

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



149-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No. 

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム△ 赤羽店

149-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 XXXXXXXXXX
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

--

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲 

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽 1-10-4 マスカタビル3階 
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234

乙 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10
氏名 永瀬 春樹
電話 (048) 223-6050

勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

149-6

借 借 借 契 約 更 新 書

物 件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2023年5月1日	から	2024年5月1日	から
2024年4月30日	まで	2025年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家賃 20,000 円	内訳	家賃 20,000 円
	消費税 2,000 円		共益費 2,000 円
	合計 22,000 円		合計 22,000 円

【追記事項】

注意事項

今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2024年 5月13日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホ 国土交通大臣 (4)	

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="10"/> 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1039</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1039	
百万	千	円							
	1039								
使 途	備品(レンタルマット)	$385 \times 3 \times 0.9 = 1,039.5$	政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため						

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 154 - 2

領収書

2025年01月10日 12:00
No.2339165

新井一徳県政調査事務所 様
お問合せ番号 [REDACTED]
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20250110
順番: 021-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350
¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:
*お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2025年02月07日 13:19
No.2344431

新井一徳県政調査事務所 様
お問合せ番号: [REDACTED]
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20250207
順番: 021-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350
¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:
株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



記

領収書

2025年03月10日 12:24
No.2349687

新井一徳県政調査事務所 様
お問合せ番号 [REDACTED]
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20250310
順番: 021-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350
¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:
株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号 86

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 1 月 14 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">451</td> </tr> </table>	百万	千	円					9	451
百万	千	円										
	9	451										
使 途	<p>ダスキン 吸水マット(1月、2月、3月)</p> <p style="text-align: right;">11,814 × 0.8 = 9,451.2</p>											

領収書等貼付欄

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 9390 4298 9003 8339
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~領収書~~
 登録番号: T5030001024298 (株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233

発行日 2025年 1月 14日 次回訪問日 2025年 1月 28日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No. 100545093000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H(抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 86 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 5711 4298 9003 8750
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~*****~~

登録番号: T5030001024296

(株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2025年 1月 28日 次回訪問日 2025年 2月 11日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No. 100545998300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10%
 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX
 750

印紙
 5万円以上
 貼付
 DUSKIN

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 8366 4298 9003 8775
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~*****~~

登録番号: T5030001024296

(株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2025年 2月 11日 次回訪問日 2025年 2月 25日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No. 100547007600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10%
 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX
 804

印紙
 5万円以上
 貼付
 DUSKIN

整理番号 86 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 5454 4298 9003 8497
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~業*種*~~
 (株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 登録番号: T5030001024296

〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2025年 2月 25日 次回訪問日 2025年 3月 11日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No.100547811900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	1,790	179	1,969	*****	10%		XXXXXXXXXX

DUSKIN

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 0475 4298 9003 8418
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~業*種*~~
 (株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 登録番号: T5030001024296

〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2025年 3月 11日 次回訪問日 2025年 3月 25日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No.100548752300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	1,790	179	1,969	*****	10%		XXXXXXXXXX

DUSKIN

801

整理番号 8 6 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 1916 4298 9003 8145
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~*****~~
 登録番号: T5030001024296

(株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日: 2025年 3月 25日 次回訪問日: 2025年 4月 8日 取引 **クレジット** 末 請求先 2003358 No. 100549614600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正				備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	確認	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969					

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10%
 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

824

印紙
 5円以上
 貼付
 USKIN

整理番号 0091

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	07 年 01 月 15 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1350</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">99</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	7	1350	99
百万	千	円							
7	1350	99							

使 途	<p>政務活動事務所家賃2月分 (税込料 110円)</p>
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

$$150110 \times 0.9 = 135099$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



0091-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/01/15
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0091-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2

氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]

氏名 須賀 昭夫 電話番号 090 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 埼玉県川越市市場新町 [Redacted]
 商号 株式会社 秀拓 [Redacted]
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted]
 登録番号 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 0060

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	令和7年1月15日他	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1485</td> </tr> </table>	百万	千	円			1485
百万	千	円							
		1485							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(1月、2月、3月) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $990 \times 3ヶ月 \times 1/2 = 1,485円$)
-----	---

領収書等貼付欄

自民党県議団

③

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0060 1

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 []
埼玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
[]

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2025年 1月 15日 次回訪問日 2025年 2月 12日 取引 現金 No.100211907900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考			
				納品	回収	金額	納品	回収	金額				
フロアモップ F	FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990					

2025年01月07日時点 DDuetコイン残数 []

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	900	90	990	990	10%	[]	[]

174

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 []
埼玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
[]

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2025年 2月 12日 次回訪問日 2025年 3月 12日 取引 現金 No.100212762900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考			
				納品	回収	金額	納品	回収	金額				
フロアモップ F	FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990					

2025年02月04日時点 DDuetコイン残数 []

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	900	90	990	990	10%	[]	[]

596

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 []
埼玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
[]

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2025年 3月 12日 次回訪問日 2025年 4月 9日 取引 現金 No.100213652000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考			
				納品	回収	金額	納品	回収	金額				
フロアモップ F	FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990					

2025年03月06日時点 DDuetコイン残数 []

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	900	90	990	990	10%	[]	[]

625



政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年 1月 16日	支出額	百万 千 円 ¥ 1,575,000
-------	------------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所借上代 1月分 2月分 3月分 (1ヶ月 75,000円)

政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため $25,000円 \times 0.7 = 15,750円$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキナッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金額・店番・機番通番
07 01 16	12510455-0193
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251- []	***** []
お取引金額	
お取引内訳	お引出
手数料	¥550 通帳員
時刻	15:01
説明コード	お取引金額 ¥225,000*
	お取引後残高

[振込手数料]

使用すること。

※ ※

お取引人
お振込人

ウメサワ ヨシカス様

印紙税申告納
税務署承認済

川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



普通預金(兼お借入明細)

うねざわ後一

6

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				
D 7- 1-16	ATM振込	225,000		
[Redacted]				

上記最終差引残高を新通帳に繰越しました。

- 証券類をご入金の際は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。

6

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5,0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲) 

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一 

整理番号 0098

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 07年 01月 17日 <small>他</small> </p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;"> <small>百万 千 円</small> 0910689 </p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
<p>使 途</p>	<p>政務活動事務局新会館マウント及び清掃用紙代 07年02月10日, 07年03月10日</p>		

<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10であるため</p>
<p style="font-size: 1.2em;">3959 × 3 × 0.9 = 10689.3</p>	
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。) </p>	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0098-2

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9030001054686

納品日 07年 12月 16日 次回訪問日 01月 18日 D月 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシック3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシック3 シュシュG		1		0					
BLALA-G おそうじペーシック3 トラG		1		0					
BSC3CL ペーシック3用クリーナー				0					
10%合計			3,959						内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010486291
受領サイン
担当者名

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9030001054686

納品日 07年 02月 10日 次回訪問日 03月 10日 D月 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシック3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシック3 シュシュG		1		0					
BLALA-G おそうじペーシック3 トラG		1		0					
BSC3CL ペーシック3用クリーナー				0					
10%合計			3,959						内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010486349
受領サイン
担当者名

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
T9030001054686

納品日 07年 03月 10日 次回訪問日 04月 07日 D月 00998 4W
取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシック3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシック3 シュシュG		1		0					
BLALA-G おそうじペーシック3 トラG		1		0					
BSC3CL ペーシック3用クリーナー				0					
10%合計			3,959						内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010501905
受領サイン
担当者名

DUSKIN

整理番号	1	4	8
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</div>日 2/20, 3/20 </div>
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">百万</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="margin-left: 5px;">円</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 3ヶ月</p>
使途	事務所賃借料(2月、3月、4月分)
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印

148-2

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

148-4

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本町

フジタ川口 103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事 (3) 第22120号

整理番号 1/15

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">7年 1月 20日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">120660</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p>事務所家賃(本町事務所) ^{R7/}2月~4月分</p>	<p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p>

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	07-01-20 .送金 *80,000
23	07-01-20 .手数料 *440
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57103	07-01-20	16:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お振込先
コソマノアキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 500003

印紙税申告納付済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号 115-2

三 小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
1			
2	07-02-21 .送金	*80,000	
3	07-02-21 .手数料	*440	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10404	07-02-21	12:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電話

お受取人

ご依頼人

コッ マ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 300020

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13			
14	07-03-24 .送金	*80,000	
15	07-03-24 .手数料	*440	
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38109	07-03-24	12:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電話

お受取人

ご依頼人

コッ マ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 300071

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ細板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4 月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日 から 令和7年4月30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	☑ 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 □ 持参 先 □ 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 [] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 []) ※賃貸不動産経営管理士の登録を空けている場合は記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	------------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑ 信託保証人 氏名 小島 信昭 住所 []
	☐ 家賃債務保証会社 証会社名 []
	☐ 証会社の提供する保証 主たる事務所の所在地 []

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 2015年4月28日

甲・貸主	氏名	TEL
住所		
乙・借主	氏名	TEL
住所		
連帯保証人	氏名	TEL
住所		

宅地建物取引業者		B	
主たる事務所所在地・TEL	主たる事務所所在地・TEL	大臣()第	号
商号又は名称	商号又は名称	年	月
代表者の氏名	代表者の氏名	日	
免許証番号	免許証番号	氏	名
免許年月日	免許年月日	登録番号	()第
氏名	氏名	業務に従事する事務所名	号
登録番号	登録番号	事務所所在地	TEL
業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名		
事務所所在地	事務所所在地		
TEL	TEL		

※国は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に對する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

整理番号

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="17"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="20"/> 日
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)
使途	事務所費と(2(1月分)) 事務所費賃料
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 144

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	07 年 1 月 20 日	支出額	百万 1 千 7 円 4 千 2 百 4 十 0
-------	---	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 政務活動事務所家賃、共益費、駐車場代

$193600 \times \frac{9}{10} = 174240$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
48305	07-01-20	12:59	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証			
万円		円	

2月分

[振込手数料]

使用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行

狭山支店

普通 3518568

ヤマフトウツノ(カ様)

登録番号 0006

ヒカヤマトオルセイムカットウツノムツヨ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 200012

印紙税申告納付につき滞和税務署承認済

※領収書等には、①年月日 ② *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → ③金額 (出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること、印紙税が納付された旨を必ず記載すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

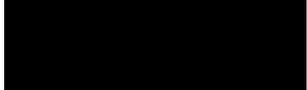
令和6年3月1日～令和11年2月28日

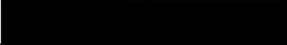
特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
	 
印	印

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」/媒介・代理	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事 (12) 第 8534 号 [免許年月日] 令和 4年 5月 17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-1-3 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事 (5) 第 19372 号 [免許年月日] 令和 3年 7月 13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡 1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 川平 兼司	(宅地建物取引士) 新井 靖	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-1-3 狭山不動産株式会社 電話 04-(2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-1-3 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
賃料総額	壹ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ケ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によつて駐車料金はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸主(甲)	
氏名	聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦也
借主(乙)	
住所	[REDACTED]
フリカマナ氏名	東山 徹
自宅TEL ([REDACTED])	勤務先TEL ([REDACTED])

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住所 埼玉県狭山市祇園2番13号

商号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤 [REDACTED]

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住所 埼玉県狭山市祇園1番1 [REDACTED]

商号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖 [REDACTED]

TEL 04-2956-5500

令和6年11月吉日

東山 徹 様

管理会社 : 狭山不動産株式会社
業務委託会社 : 株式会社ハウスネット

「北野第2ビル」管理受託と

賃料支払方法変更とのご通知及び駐車場契約締結のご案内

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、貴方様のご契約されている『北野第2ビル』の貸主様のご依頼により、駐車場賃料集金の管理業務を令和7年1月1日より弊社がお引き受けすることになりましたのでご通知申し上げます。

尚、銀行にて自動送金手続きをされている方は、お手数でも当該銀行での自動送金中止の手続きをお願い申し上げます。

敬具

尚、管理会社変更に伴いまして令和6年12月分迄が『聖和商行 株式会社』
令和7年1月分より ㈱狭山不動産にて収納業務の区分とさせて頂いております。

記

*令和6年12月末までに令和7年1月分より賃料は下記口座にお振込みください。

【振込先】	口座名義人	狭山不動産株式会社
	金融機関	埼玉りそな銀行 狭山支店
	口座番号	(普通) 3518568

【管理会社】 狭山不動産株式会社

【お問合せ先】 株式会社ハウスネット

狭山市祇園1-13
TEL 04-2956-5500

定休日：水曜日

整理番号

			5
--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<table style="margin: auto;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td><td>年</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td>月</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td><td>日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td><td></td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td></td></tr> </table>	0	7	年	0	2	月	0	6	日				0	3		1	2		<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td></tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	2	2	6	8	8
0	7	年	0	2	月	0	6	日																			
			0	3		1	2																				
1	2	2	6	8	8																						

<p>使 途</p>	<p>1・2・3月分事務所賃借料</p> <p style="text-align: right;">136,320 × 0.90 = 122,688</p> <p>振込手数料1320円を含む 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

45,000
440 [振込手数料]
 45440 × 3か月
 136,320

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
37706	07-01-20	10:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (万円) (5千円) (1千円) (円) 認 証		

お振込明細またはご案内

お受取人

お振込先

お振込金額

お振込日

お振込時間

お振込場所

お振込方法

お振込手数料

お振込印

お振込日

お振込時間

お振込場所

お振込方法

お振込手数料

お振込印

電話番号

取扱番号 400083

印紙税申告納付に必要

税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「たごし」
 載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

うな記

整理番号 / / 5 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37703	07-02-06	12:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		おつり	
お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
[Redacted]

オハ ナアキヒトセイムカット ウツ ムツヨ様
電話番号 [Redacted]
取扱番号 300017
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37702	07-03-12	14:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		おつり	
お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
[Redacted]

オハ ナアキヒトセイムカット ウツ ムツヨ様
電話番号 [Redacted]
取扱番号 400042
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸室賃貸借契約書

貸貸人尾花 瑛仁 ^{政務事務所} と賃借人

との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的建物の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所 上尾市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 葺 3 建 2 階
室 31 平方メートル (203 号室)

第2条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は 令和5年7月6日から 令和8年6月30日までの 3 年間とします。ただし、賃貸人・賃借人は、協議のうえですべての本契約を更新することができるものとします。

第3条 (賃料) 賃料は1か月金 45,000 円也とし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃貸人の住所に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸室の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃貸人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第4条 (敷金) 賃貸人は敷金として金 45,000 円也を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。

第5条 (使用目的) 賃借人は、貸室を ^{政務事務所} の目的で使用し、他の用途で使用してはなりません。

第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件貸室の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃貸人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃貸人がその旨知ったにもかかわらず、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または小修繕の場合はこの限りではありません。

第7条 (当然終了) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときには、本契約は当然に終了します。

第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、賃借人の使用に供している本件貸室の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、賃貸人の事前の承諾なく、本件貸室の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
- 三、賃貸人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件貸室を転貸するとき。
- 四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃貸人に申告した家族以外の者に賃貸人の事前の承諾なく本件貸室を占有させたとき。
- 五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
- 八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 十一、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するな

どの関与が認められるとき、(ホ)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠ったとき、(ロ)賃料の支払いを複数回にわたって遅延するとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(ハ)および(ニ)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件貸室を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第11条 (ガスの使用料等) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。

第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。

第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は本契約終了前であってもその敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。

第14条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれらを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。

第15条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃貸人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件貸室を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件貸室の損耗ならびに本件貸室の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃貸人の立会を求め、本件貸室の引渡しをするものとします。

第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第18条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。

通を作成し、

令和5年7月6日

賃貸人 現住所
氏名

賃借人 現住所 上尾市仲町 1-5-7

氏名 尾花 瑛 仁 政務活動事務所

連帯保証人 現住所
氏名

整理番号	1	6	1
------	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日	支出額	百万 <input type="text" value="1"/> 千 <input type="text" value="89"/> 円 <input type="text" value="000"/>
※政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(2月分 3月分 4月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $210,000 \times 0.9 = 189,000$
----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (R) お持ち帰りください。

取引銀行 0017 取引店 口座番号

取扱店 58404 お取引日 07-01-22 時刻 08:51

お取引内容 振込 お取引金額(円) ¥210,000 手数料 ¥440

お取引後の残高(円) ¥117,694 おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)

お振込明細またはご案内

アツカカチチフ

当座 0004701

登録番号 0001

アサミケソウ セイムカット ラグ ムソウ様

電話番号 取扱番号 300001

印紙税申告納付
税務署承認済

※領収書等貼付欄

[振込手数料]

お振込明細またはご案内

出されたか分かるような記すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③金額(別紙記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号 1 7 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 07年 01月 22日, 2/26、3/27 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>¥7,700 + 手数料 ¥330</p> <p>¥8,030 × 3ヵ月分</p> <p>(按分した場合の積算方法 $24,090 \times 9/10 = 21,681$)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 21681 </div> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> </div> </div>
使 途	<p>事務所馬車場代 (R7.1~3月分)</p>
支 出 先	<p>(株) サンハウジング</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

駐 車 場 使 用 契 約 書

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング [REDACTED]	管理番号	[REDACTED]
所在地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃借人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額	7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	礼 金	円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		(うち消費税 円)
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
雑 費	月額	円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日まで			
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替			
振込先	[REDACTED]			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保 険 会 社 名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

賃貸人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 氏名: [REDACTED] 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博
 電話: 048-739-1235

賃借人(乙) 住所: [REDACTED]
 氏名: 榮 寛美 電話: [REDACTED]
 勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

緊急連絡先 住所: _____
 氏名: _____ 印 電話: _____
 極度額: _____

仲介人 免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号
 主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 商号又は名称: 株式会社サンハウジング
 代表者: 代表取締役 金子 勝博
 宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]
 事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235
 所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

整理番号 0053

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	07年 01月 22日	支出額	百万 千 円 1725 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	--

使 途	事務所不要書類廃棄料(紙150kg) 政務活動及びその外の議員活動で使用した不要書類ため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 3,450円×0.5=1,725円)
-----	---

領収書等貼付欄	自民党県議団 登録番号: T6030001123700 納入通知書兼領収書 日 付 2025年 1月22日 14時45分 車 番 ■■■■ 回 数 102 所 属 5 ジ"キ"ヨウシヤ 種 別 6 ジ"キ"ヨ 地 区 2 川カジ 総 重 1,060Kg 風 袋 910Kg 正 味 150Kg 単 価 230円/10Kg 料 金 3,450円 支 払 10,000円 釣 銭 6,450円 10%対象 3,450円 内消費税額 313円 納入者 ※5kg未満は0kgと表示されます。 上記の金額を領収しました。 埼玉西部環境保全組合 徴収事務受託者 株式会社鳩山環境サービス ③ 不要書類廃棄(150kg × 230円/10kg)×0.5 = 1,725円 ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団 ※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。
---------	--

整理番号 116-2

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭様

7年 2月 2日

★ 5,500-

但 7月 3日

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

[Redacted]

コフエ ヲケ-1036

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭様

7年 4月 24日

★ 6,500円

但 7月 4日

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

[Redacted]

コフエ ヲケ-1036

R7年4月 ~
料金改定

賃貸人 []、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名義に接置区画内（区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ
車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人が指定した車種のみの駐車とする。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 []
氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛戸101
氏名 小島 信昭

駐車場契約者様

駐車場料金改定について

毎日厳しい寒さが続いておりますが、お変わりなく
お過ごしのことと存じます
この度 諸事情により 駐車場の月極料金の値上げを
させていただきますので よろしくお願ひ申し上げます

月極料金 一ヶ月 6500円
実施月日 令和7年4月1日から

継続ご契約の方は 新たに契約書の記入を
お願ひ申し上げます

令和7年2月吉日



駐車場賃借契約書

賃借人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名札 設置区画 [] (区画1台)

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー: ダイハツ 車種: ハイゼットカーゴ ナンバー: [] (白)

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、令和 7 年 4 月 / 日から1年間とする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7 年 3 月 24 日

賃借人: 住所 []
氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町 301
氏名 小島信昭

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白土幸仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	区画番号()		
		(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
	(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡			
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで	
目的物件の引渡し時期	再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	-----	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	-----	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	☐家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
家賃債務保証業者登録番号		国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。
3. 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

整理番号 149

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 ⑧: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 7年 1月 24日 </p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">43</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">56</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		43	56
百万	千	円							
	43	56							
<p>使 途</p>	<p>12月分事業工賃代理代</p> <p style="text-align: right;"> 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>								

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

	<p style="text-align: center;"> 埼玉りそな銀行 </p>	
取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	****
取扱店	お取引日	時刻
57248	07-01-24	14:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
お振込明細またはご案内		
お受取人	カメラリソッキン	
	ミサト	
	普通 0178856	
	1) ネットセイウ様	
	登録番号 0002	
ご依頼人	ノイサ ワカイイチロウ セイムカット ウツ 様	
電話番号	XXXXXXXXXX	
取扱番号	300187	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→		

逢澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 (振込手数料)

しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 支番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 149 - Z

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

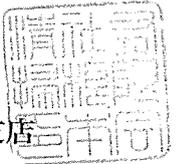
請 求 書

(発行日 7 年 1 月 6日)

No.

有限会社 **根 本 清 掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



登録番号 : T9030002049553

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(6 年 12 月 31 日締切分)

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	PAGE 1
		0	0	4,000	400	今回御請求額
						4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
61231	291	ゴミ処理代基本料12月分 《逢澤 圭一郎 事務所 様 》	1	台	4,000	4,000
		【計】				
		外税額 (外税対象額:	4,000)			4,000
		【御買上額合計】				400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			4,400
		【御入金額合計】				(400
		総御買上額 (税抜)				4,400
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様

2025 年 1 月 24 日

NO. _____

¥ 4,400 -

但し(2月分事業)の回収分! 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-(10%)
 現金 _____
 小切手 _____

屎尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 屎尿浄化槽清掃

有限会社 **根 本 清 掃**

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197

収 入
印 紙



T9030002049553

整理番号	208
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 01月 24日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---

使 途	家賃 (2月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和7年1月24日

⑤ 柿沼 貴志

③ 家賃 2月分

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番))を

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-01-24	10:07
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (硬貨)		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 [REDACTED]

カキマタカツセイムカツ ウツ ムソコ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	209
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 01月 24日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>599</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	599
百万	千	円							
	4	599							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (2月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和7年1月24日
⑤ 柿沼 貴志	③ 駐車場代 (2月分) ①

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合に
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-01-24	10:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 円 千円 千円 円		

お振込明細またはご案内	お受取人	ご依頼人
	カキメタカツセイムカット ウツ ムツヨ様	電話番号
		取扱番号
		240001
		印紙税申告納付済 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満ぎでいままか
自動更新になつていす。

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)
動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金 円	
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 () 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号; ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士; 登録番号)	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件」
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

宅地建物取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(契約
第7条

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害か

※印は実印

整理番号	210
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 01月 24日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---

使 途	駐車場代 (2月分) ② $¥10,000 \times 0.9 = ¥9,000$ 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和7年1月24日 ③ 駐車場代 (2月分) ②
---------	-------------------------------

⑤ 柿沼 貴志

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場
 (別紙にも整理番号(枝番)を付)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	*****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-01-24	10:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

ご依頼人 カキマタカツセイムカット クツムツヨ様

電話番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

取扱番号 240001

印紙税申告納付済
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

☆契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名 柿沼貴志

整理番号			9	2
------	--	--	---	---

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	[] [7] 年 [] [2] 月 [] [2] [0] 日 <small style="margin-left: 10px;">1 2 4 3 2 4</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>[] [2] [6] [1] [3] [6] [0]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	[] [2] [6] [1] [3] [6] [0]		
百万	千	円							
[] [2] [6] [1] [3] [6] [0]									

使 途	事務所 家賃 $82,500 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 222,750$ 駐車場代 $14,300 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 38,610$ (2月～4月分)
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 9 2 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38803	07-01-24	14:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ミツビツユー・イツ" イイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005

ご依頼人
マツイヒロシ セイムカット ウツ" ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 400056 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38804	07-02-20	17:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ミツビツユー・イツ" イイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005

ご依頼人
マツイヒロシ セイムカット ウツ" ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 500010 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38804	07-03-24	16:02
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ミツビツユー・イツ" イイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005

ご依頼人
マツイヒロシ セイムカット ウツ" ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 500004 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商亭（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商亭ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ銅板葺 / (3) 階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商 代表取締役 張	TEL・FAX	03-26204-2907
	住所	〒135-0081 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※連帯保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商亭
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商亭ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠



管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいますようお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

渡邊 和夫・遠藤 広章

(連絡先)

電話番号 : 03-6659-9256 FAX番号 : 03-6659-9257

E-MAIL (代表) : contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より
三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970
株式会社Grant (Grant)

以上

頭付(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭付(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭付(8) 特約事項

1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松本 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 [REDACTED]
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

整理番号 125

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>7年 1月 24日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">500</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">政務活動事務所賃借料</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">(令和7年2月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>
------------	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56706	07-01-24	18:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円) (5千円) (1千円)		印 紙 税	
円 円 円 円		円	

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

〒XXXX-XXXX 〇〇〇〇様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額(印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。)、③印紙税申告納付済み(印紙税申告済)に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。

3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。

4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。

4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。

3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。

2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。

3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。

4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負擔事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名 千葉 達也

整理番号 196

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	07 年 01 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">84</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円	3	84	240
百万	千	円							
3	84	240							

使途

2月25日
 3月25日
 事務所家賃 令和7年 2月分~4月分
 駐車場代 令和7年 2月分~4月分
 政務活動に使用する割合が8%以上であるため

※政務活動費を充当した金額を記載
 17月 15,500 + 5000 = 160,150
 160,100 × 0.8 = 128,080
 128,080 × 34月 = 384,240

領収書等貼付欄

飯能信用金庫 東飯能支店
 和儀人内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代 5000 × 4台 = 20000
 貼付しないこと、内1台分 = 5000
 一スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 号(校番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 9 6 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。



普通預金

②

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	7- 1-24 送金	155,100	マイクスター(カ)		
9					
10	7- 1-24 送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
11					
12					



普通預金

③

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1					
2					
3					
4	7- 2-25 送金	155,100	マイクスター(カ)		
5					
6	7- 2-25 送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20	7- 3-25 送金	155,100	マイクスター(カ)		
21					
22	7- 3-25 送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
23					
24					

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構 造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前に相互に通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和6年5月31日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO	登録料	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	口座		登録番号		
	名	義			
メーカー、名称	色				

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸してはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-1- [REDACTED]
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏名 内沼博史

電話番号 自宅 042(972)6432

お勤め先 () (社名)

重要事項再確認
 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 振込料は乙の負担。
 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号	2	7	0
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	令 7 年 / 1 月 24 日、2 月 25 日、3 月 25 日						
支出額	月額7700円×3ヵ月=23,100円 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 百万 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 千円 </div> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)		1	8	4	8	0
	1	8	4	8	0		
使 途	駐車場賃借料 <u>1</u> 月～ <u>3</u> 月 支払い分						
支 出 先	(株)ABCハウジング						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

〈物件の表示〉	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475
名称	丸山第2駐車場 第[]号
〈メーカー車名〉	トヨタ / ア
〈ナンバー〉	[]
〈賃料〉	7,700 円
〈保証金〉	7,560 円

貸主 [] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和6年7月1日より令和7年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年6月30日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

整理番号

2	7	1
---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	令和7年1月24日、2月26日、3月26日						
支出額	月額58,320円×3ヵ月=174,960円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px;">1</td><td style="width: 20px;">3</td><td style="width: 20px;">9</td><td style="width: 20px;">9</td><td style="width: 20px;">6</td><td style="width: 20px;">8</td></tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $174,960円 \times 0.8 = 139,968$)	1	3	9	9	6	8
1	3	9	9	6	8		
使 途	事務所賃借料 1月～3月 支払い分						
支 出 先	株式会社 渡辺住研						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



27-1-2

契約更新のご案内

356-0035

埼玉県ふじみ野市丸山7-1

萩原コーポ 102

渡辺 大 様

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	萩原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日		(2年間)

【送付書類】

- 契約更新のご案内(本書)
 更新お手続き方法変更のお知らせ
 その他()
 その他()
 その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

- 更新費用お振込先
 2枚合算してお振込下さい

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	合計 31,250 円
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ず
お手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますよう
お願い致します。

koushincenter@w-iuken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいますようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

こちらのQRコードからアクセスできます↑



火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）

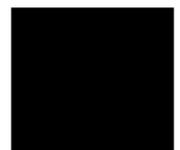


保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

W0

271-4

住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	荻原コーポ	3DK	102号室	
	構造	木造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間	2022年8月1日		~	2024年7月31日	
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円
敷金	円		礼金	円	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※		仲介手数料 ※	円
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]	
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研	
乙 (賃借人)	契約時 住所	[Redacted]
	ふりがな	[Redacted] 生年月日 1974年 6月25日
	氏名	渡辺 大 TEL 090-4241-4311 携帯 [Redacted]
	メールアドレス	[Redacted]
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による	
入居者情報		
緊急連絡先 (身元引受人)		
丙 連帯保証人	住	[Redacted] 親指 [Redacted]
	ふりがな	生年月日 [Redacted]
	氏名	TEL [Redacted]
	勤務先 TEL	住所 [Redacted]
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-253-3636 免許№. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	営業担当 [Redacted]
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010 [Redacted]
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	官地建物取引士 [Redacted]
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。		締結日 2022年7月26日
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする、この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。		

※太枠にご記入下さい

貸貸人(甲)と貸借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

13条(賃料、共益費等)

- 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
- 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
- 乙の賃料等の支払は前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

- 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
- 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
- 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
- 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

15条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

16条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

17条(連帯保証人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
- 連帯保証人(以下「丙」とします。)は契約時賃料の12か月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
- 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
- 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
- 丙が、甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授けずるものと、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - 乙が甲への届け出をせずして所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

19条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。

2. 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

- 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
- 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
- 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

12条(善管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

13条(禁止・制限・遵守事項)

- 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
- 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1)銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2)暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3)排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4)大音量・高音を発生するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5)猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6)騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7)鍵、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8)本貸室を売却または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9)本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10)前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。